

## 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱 改正案

(傍線は改正部分)

(設置)

第1条 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関し、幅広い視点から協議し意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇談会に会長および副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

3 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により懇談会を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面またはオンライン会議システムにより開催することができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、徳島市企画政策部企画政策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。